

別表（第3条関係）

対象事業名	補助対象者	事業内容	補助金額及び補助率	交付要件
新規就農奨励金事業	雇用就農者	国や県の支援対象とならない補助対象者に、奨励金を交付する事業	年間1人あたり300,000円を上限とし（1月につき25,000円）、交付決定の月から半年ごとに交付する（月数が6月に満たない場合は、年度末までの月数で計算し交付する）。交付期間は2年間とする。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象者は国や県から同様の補助を受けていないこと。 (2) 補助対象者は次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。 (3) 補助対象者は主に農産物の生産に関する業務に従事すること。 (4) 補助対象者を雇用する法人等は本市の認定農業者であると同時に、本市の農地の経営面積が10ha以上であること。 (5) 補助対象者及び法人等は市内に住所を有していること。 (6) 補助対象者は法人等の代表者の配偶者や親族（3親等以内）でないこと。
	独立就農者			<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象者は国や県から同様の補助を受けていないこと。 (2) 補助対象者は次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。 (3) 補助対象者は市内に住所を有していること。 (4) 補助対象者は生産する農産物等を出荷している、又は出荷する意思があること。 (5) 補助対象者は将来的な営農目標を明確に持っていること。 (6) 補助対象者が配偶者や親族（3親等以内）の下で営農を始める場合は、経営に関する決定権を有していること。
技術習得支援金事業	新規就農者等	新規就農者等が営農に必要な技術、資格を取得するために要した経費の一部を支援する事業	対象となる期間で、1人当たり累計250,000円を上限とする。 補助率は1/2	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象者は新規就農奨励金を受けている、若しくは受けたことがある、又は認定新規就農者として認定を受けていること。 (2) 補助対象者は就農してから5年以内であること。 (3) 交付対象とする研修や資格が専ら営農に必要なものであること。